

第 4 3 号議案

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「
（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ど
も・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項に規
定する通知）」を加える。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 項第 2 号の改正
規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正を踏まえ特定教育・保育施設における受給資格等の確認の手続を見直すとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。